

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 30 年 8 月 15 日、平成 30 年度一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決したので、同法第 3 項の規定により承認を求める。

平成 30 年 8 月 30 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		421,310	2,126	423,436
	1 基 金 繰 入 金	407,139	2,126	409,265
歳 入 合 計		3,977,242	2,126	3,979,368

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		355,142	250	355,392
	1 総務管理費	332,859	250	333,109
10 教育費		251,009	1,876	252,885
	3 中学校費	26,487	1,876	28,363
歳出合計		3,977,242	2,126	3,979,368